

2016年度SJC建議事項に対する検討意見(韓国政府の回答)

1. 労働分野

課題番号 1	就業規則の不利益変更時同意義務撤廃【継続】
関係機関 担当者	雇用労働部 勤労基準政策課 パク・ウォンア事務官(044-202-7544)
検討意見 及び 措置計画	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則は勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約とは異なり、使用者により一方的に決まる特性がある。</p> <p>○ したがって、勤労条件の不利益変更がある場合、既存勤労者の信頼保護、使用者の恣意的な契約変更を防止するため、勤労者集団の同意義務を緩和することには慎重な検討が必要である。</p> <p>○ 一方、法改正とは別に2015年9月の労使政大妥協により就業規則の変更基準と手続き及び社会通念上合理性有無に関する具体的な解釈指針を発表。(2016.1.22)</p> <p>- 同指針で就業規則の不利益変更の際、原則として勤労者の同意を得ることとし、</p> <p>- 労働組合等が同意権を乱用する等社会通念上合理性がある場合、勤労者集団の同意手続きを踏まなくても有効であると解釈する基準を提示する。</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の作成・変更申告においても既存勤労者の信頼保護、使用者の恣意的契約変更を防止するため、申告義務の撤廃については慎重な検討が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、就業規則の変更が勤労者相互間で有・不利が異なる場合には、不利なものとして取り扱うのが妥当であるというのが判例の立場であり、</p> <p>○ これを変更する社会的議論等が不足しているだけに法制化については慎重な検討が必要である。</p>
推進経過 及び 今後の日程	

<p>課題番号 2</p>	<p>有給休暇の買取制限【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>雇用労働部 勤労基準政策課 チェ・スンフン事務官(044-202-7546)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> 有給休暇の買取補償を制限する場合、有給休暇を活用できず、かつ補償も受けられない結果を招きかねない。 * 現在、年次有給休暇の消化率が低い状況(2013年 60.6%、企業体労働費用調査)</p> <p><input type="checkbox"/> 一方、現在政府は未使用の年次有給休暇を貯めておき、来年度に使用できるよう「勤労時間貯蓄休暇制」の導入を進めている(関連法案は国会審議停滞中)。</p> <p><input type="checkbox"/> また、年次休暇(第60条)は、勤労の代価として勤労者が希望する時期に自由に活用することを原則としているため、祝日の休業を理由に年次休暇の使用に代替することは許容できない。</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則は勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と異なり使用者によって一方的に定められるため、</p> <p><input type="checkbox"/> 勤労条件の不利な変更がある場合は、既存の勤労者の信頼保護及び使用者の恣意的な契約変更を防止するため、不利益変更に対する勤労者集団の集団同意が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 労使自らが年次有給休暇を積極的に活用できるよう「一家両得(* 訳注: 「一挙両得」に因む)」キャンペーン等広報活動を推進する。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 休暇使用率向上等働き方や労働文化の改善に向けた「一家両得」キャンペーン等持続的に展開する。(年中)</p>

<p>課題番号 3</p>	<p>非正規職の使用期間制限延長【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>雇用労働部 雇用差別改善課 チョン・ジャンソク事務官(044-202-7575) チョン・ユンア事務官(044-202-7574)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○ 非正規職(期間制、派遣)の使用期間の制限(2年)は、企業の雇用柔軟性と勤労者の雇用安定及び非正規職の乱用防止の間のバランスを考慮したもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 期間制法の制定当時、使用自由制限制度を導入する場合、労働市場への影響と副作用を恐れ、労使政合意及び関連専門家からの意見を反映した結果、期間制限方式を採用したものである。 <p>○ 非正規職の使用期間を延長(2年→4年)する改正案が第18代(派遣法)、第19代(期間制法)の国会に提出されたが、与野党及び労使政の意見が分かれ成立せず、審議未了により廃案となる等、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在も非正規職の使用期間の延長は与野党及び労使政との利害対立が先鋭化し、労働市場に及ぼす影響も大きい事案であるため、労働市場の状況、労使及び関連専門家の意見等を総合的に考慮して社会的合意が得られた後に長期的に法改正を検討する必要がある。 <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <p>○ 今後、労使及び関係専門家の意見収集等を経て中長期的に検討する。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

2. 税務分野

<p>課題番号 4</p>	<p>関税審査期間の最小化【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 関税制度課 ペ・ソンヒョン事務官(044-215-4411)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、関税法における関税調査の調査期間、調査の延長及び中止に関する規定は国税基本法上の国税調査と同一である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間：最小化原則(現場調査の場合は20日以内)とする。 ・ 延長：調査対象者による書類提出の遅延等延長事由に該当する場合には限り、延長1回当たり20日以内に延長する。 ・ 中止：調査対象者の書類隠匿等中止事由に該当する場合のみにし。その中止期間は調査期間に含まれない。 ○ 但し、現場調査が終了した後であっても事実関係の確認、疎明機会の提供等のための書類提出を要することもあるが、調査に不可欠な場合に限り、最小限の資料要求になるよう努めている(関税庁)。 ○ 関税調査後については、課税前の通知を通じた課税前適否審査機会の提供、異議申立・審査請求・審判請求等の不服制度の運営等、納税者の権利救済に向けた制度的装置を設けて運用している。 <p>□（措置計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関税庁の関税調査部署に当建議事項を伝達し合理的な関税調査を促す。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 5</p>	<p>税務調査結果通知書の具体的な記載【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国税庁 調査企画課 イ・サンウォン事務官(044-204-3512)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年より納税者への調査結果通知の際に「税務調査結果通知書」に「調査項目別の調査結果及び税務調査結果に基づく事後管理事項」を必ず添付するよう指針を改正し施行している。 ○ 上記の事項には年度別に全ての課税項目に対する「税目、課税期間、根拠法令、不正な加算税の有無」等を漏れなく記載するよう規定している。 <p>□（措置計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年中に上記の指針内容を国税庁訓令である「調査事務処理規定」に明示し、納税者への調査結果通知の際に調査結果の内容及び根拠等に漏れがないよう制度化する予定である。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<p>□ 2017年中に調査事務処理規定を改正する予定である。</p>

<p>課題番号 6</p>	<p>BEPS上の統合企業報告書の作成言語の選択【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 国際租税制度課 ソン・ヘヨン事務官(044-215-4422)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○ 公文書作成の一般原則*に基づき、報告書は国文である韓国語版で提出しなければならない。</p> <p>*「行政効率と協業促進に関する規定」第7条第1項</p> <p>○ また、英語版のみ提出する場合、翻訳のための行政力が過度に消耗され国税庁の資料利用が困難になることを考慮すれば、韓国語版を提出する必要がある。</p> <p>○ 納税者の負担を考慮し、翻訳のための時間を追加提供(1か月)しているため現行通りで十分である。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <p>○ なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 7</p>	<p>専門サービス業等に対する付加価値税のゼロ税率の適用【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 付加価値税制課 クオン・ヨンミン事務官(044-215-4322)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 申告納税制度の趣旨を踏まえると、ゼロ税率の立証は納税者自ら行うのが原則である。 <input type="radio"/> 政府が全ての国の税法現況を正確に把握し告示するのは現実的に不可能である。 <input type="radio"/> 一般に税制優遇については納税者自ら立証責任を負うもので、当事案の場合はゼロ税率の適用を受けている外国人の協力を得られることから行き過ぎた納税協力義務とは見難い。 <input type="radio"/> 施行初期に納税者の混乱を最小化するため6か月の猶予期間を置いて施行(2016年7月1日～)したことも勘案する必要がある。 <input type="radio"/> 一方、税法改正案は税制発展審議委員会の運営、部処間協議、立法予告等十分な意見収集手続を経て設けられることをお知らせする。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 8</p>	<p>税制改正に関する予測可能性の向上【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 租税特例制度課 チェ・シヨン事務官(044-215-4131)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在も税法改正の際に既存に比べ不利な制度への変更等がある場合は、従来行われた投資等に対して改正前の規定が適用されるようにする等の適用例、経過措置を設けている。 ○ また、毎年税法改正案づくりにあたっては、税制発展審議委員会、公聴会等を開催し、十分な立法予告期間を置く等多様な意見収集手続をとっている。 ○ 今後とも専門家懇談会、研究役務等による意見収集を通じ、税法改正に関する各界の意見を持続的に収集する予定である。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 9</p>	<p>2017年度税務調査の際の税務調査の質の維持【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国税庁 調査企画課 イ・サンウォン事務官(044-204-3512)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年の厳しい経済状況を反映し税務調査を例年より減らした17,000件未満で行う予定である。 ○ 税務調査対象は国税基本法第81条の6に基づき内国・外国企業間に差別なく選定しており、調査手続においても国税基本法に基づき差別なく同一に運営している。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 10</p>	<p>課税官庁による税務調査実務の改善【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国税庁 調査企画課 ソン・ウォンヨン事務官(044-204-3522)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討(期限:3年) <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁は、課税前の徹底した適法性の事前検証や課税後の品質評価強化等を通じて課税品質の向上に向け努めており、 <ul style="list-style-type: none"> - 誠実な中小納税者に対してはコンサルティング中心の簡便調査を持続的に拡大している。 ○ 今後とも、これまで構築した課税品質向上策の積極的な活用で税務調査後の不服申立てを最小化し、 <ul style="list-style-type: none"> - 中小納税者の調査負担緩和に向け非定期調査を縮小し、調査期間延長を最小化する等、より細心な税務調査を行う。 ○ 国税庁は、不服申立ての認容の件の原因を分析し職員のみならず局長・課長等の管理職にも連帯責任を問い、人事警告、表彰除外、本庁・地方庁への転勤除外等の不利益処分を行っている。 ○ 今後とも、不服申立てを最小化し正当な課税は最後まで維持する一方、不服申立ての認容の際に職員・管理者に過失がある場合は厳重に責任を問う等課税品質の向上に向け努める。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 11</p>	<p>関税の更正や修正申告時の修正税金計算書の発行【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 付加価値税制課 チョン・ジウォン事務官(044-215-4321)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <p>○ 課税価格の事前審査の結果により修正申告又は更正する場合等納税者の帰責事由が軽微である場合は、修正輸入税金計算書を発行するよう施行令改正案に反映している。</p> <p>○ 但し、輸入付加価値税の誠実な申告への誘導及び誠実な申告者との課税不公平等を考慮すれば、発行事由を全ての事由に拡大するのは困難である。</p> <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p> <p>○ 施行令改正案を公布する予定である。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 施行令改正案の公布を進める。</p>

<p>課題番号 12</p>	<p>国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善 【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 関税協力課 キム・チャンヨン事務官(044-215-4451)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、外国人投資企業の租税負担軽減に向け関税の課税価格の決定方法と国税の正常価格の算出方法の相違による二重課税等不合理な制度を改善するため、 <ul style="list-style-type: none"> - 2011年12月31日付けの法改正を通じ、関税と国税の課税価格調整のための制度を導入(関税法第38条の4、国際租税調整に関する法律第10条の2)した。 ○ 課税当局(関税庁、国税庁)間に輸入物品への課税価格決定方法が異なる*ため上記の制度が活性化しなかった面もあり、制度改善を進めている。 <p>*課税対象の確定につき関税は個別輸入物品の価格を、内国税は課税所得を対象としている。</p> <p><input type="checkbox"/> (制度改善内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入申告の受理後に取引価格を国税の正常価格に調整する場合、暫定・確定価格の申告を通じ関税の課税価格の調整(課税又は還付)を許容する(2017年7月1日施行)。 <p><input type="checkbox"/> (制度改善効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の関税法第38条の4で規定している輸入物品の課税価格調整による更正制度の一定部分を補完できると予想される。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 2017年3月中に関税法施行令第16条を改正する予定 <input type="checkbox"/> 2017年4月中に関税法施行規則第3条を改正する予定 <input type="checkbox"/> 2017年7月1日付で施行

3. 金融分野

<p>課題番号 13</p>	<p>金融圏のセキュリティ強化規制の緩和【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 電子金融課 キム・キョンス事務官(02-2100-2975) 金融監督院 IT総括チーム キム・ドンイル先任(02-3145-7418)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <p>○ 貴機関建議の事務機器については、電子金融取引法令上の網分離義務の対象ではないため同法に基づき必ず網分離措置をとる義務はない。</p> <p>- 単に事務処理のために使用する事務自動化機器(プリンター、ファックス等)は同法令上の情報処理システムに該当しないため規制対象ではない*。</p> <p>*情報技術部門の予算項目には事務自動化機器が除外されている(電子金融監督規定の別表2.1.口)。</p> <p>※ 参考までに、2013年度発表の「金融電算網分離ガイドライン」は金融会社と関係セキュリティ専門会社が網分離規制の円滑な履行に向け自律的に設けたものであり、法令上、同ガイドラインの内容を必ず順守する義務はないことをお知らせする。</p> <p>□（措置計画）</p> <p>○ なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 14</p>	<p>ウォン建て債(アラン・ボンド)発行時の開示すべき債権発行者の財務諸表の英語版の許容【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 公正市場課 ノ・ソヨン事務官(02-2100-2682)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討(期限:2017年下) <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○ これまで外国企業の国内上場に係る負担を緩和するため英語表記による公示を段階的*に導入する案を検討したものの、市場では導入は時期尚早との意見が多い。</p> <p>*例:随時公示(主要事項報告書・取引所公示)→定期公示→発行公示</p> <p>○ これは、ほとんどが国内投資家である韓国市場の特性から、英語公示を許容すれば投資家の情報接近性が著しく低下し、</p> <p>- 機関・個人投資家、もしくは外国語能力に差がある投資家間の情報の不均衡が拡大し、資本市場における情報非対称と不公正取引を防止するための公示目的の達成が難しいためである。</p> <p>○ 特に、債券等の発行公示は投資家の投資判断に直接的な影響を及ぼすことから、定期公示・随時公示等より韓国語表記による公示を一定期間維持する必要性が高い。</p> <p>⇒ 英語公示の導入については、国内投資家保護案とともに中長期的に検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <p>○ 2017年中に金融監督院、取引所等関係機関とともに英語公示の導入の必要性等を検討する。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 15</p>	<p>金融実名取引及び秘密保障に関する法律における顧客の金融取引情報提供に対する同意についての緩和【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 銀行課 イ・スアム事務官(02-2100-2676)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 名義人の自己情報決定権を保障するため現在の包括的な同意方法を維持する必要があり、受入困難である。 <input type="radio"/> 金融取引情報の秘密保障という金融実名取引及び秘密保障に関する法律の立法趣旨に照らし、金融取引情報を提供する度に名義人から件別の書面同意を得るのが原則である。 <input type="radio"/> 但し、画一的な手続き的条件の順守による副作用を最小化するため現在は「1年」間有効である包括的同意を許容している(2014年6月～)。 <input type="radio"/> 期間制限なく包括的同意による金融取引情報の提供を許容する場合、名義人の自己情報決定権が侵害される恐れが大きいことから、受入困難である。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 16</p>	<p>信用保証基金宛の基金拠出義務の適用除外、料率の軽減【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 産業金融課 イ・ジョンリム事務官(02-2100-2862)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の拠出制度は、金融機関の中小企業向け貸出による経営不振リスクに備える保険料としての役割のほか、 - 情報の非対称性等による中小企業に対する貸し渋りを信用保証制度で補完し、資金を再分配し国内経済を活性化する社会・経済的な費用としての側面でも重要である。 ○ 外国銀行の国内支店も国内銀行と同一の法的・社会的責任を負う。 - 信用保証制度の活用が少ないとの事由で外国銀行支店の拠出義務を免除もしくは軽減すれば、国内銀行の商品競争力の低下を招き公正な競争を阻害する等国内銀行への逆差別を引き起こす恐れがある。 ○ 現在、外国銀行支店を含む金融機関の拠出金については、「信用保証基金法施行規則」に基づき代位弁済金額及び拠出実績を反映し拠出料率に差をつけており、 - 上記の拠出方法に基づき拠出している外国銀行支店の場合、最低料率水準である0.205%(基準料率0.225%)を適用している。 <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 17</p>	<p>外国為替派生商品取引のリスク管理基準の緩和【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 金融市場分析課 テ・ヒョンス事務官(02-2156-9733)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○ 同規制は、2008年に輸出入企業が過度な為替ヘッジ取引により莫大な被害を被った事例*(KIKO事態)の再発を防ぐため2010年1月に導入**された。</p> <p>*2010年6月末基準、KIKO契約企業の数/損失規模: 738社/3.2兆ウォン</p> <p>**「外国為替派生商品取引のリスク管理基準」(「銀行業監督業務施行細則」<別表15-2>)制定・施行</p> <p>○ 同規制を通じ、企業投資家の外国為替派生商品の取引限度をリスクヘッジ対象金額(輸出入実績等)の100%以内に制限し、</p> <p>- 企業投資家の重複・オーバーヘッジ*等過度な為替ヘッジ取引や投機的取引等を効果的に統制している状況**である。</p> <p>*(例)2008年9月16日付で法定管理を申請したテサンLCDIは、輸出代金比500%の為替ヘッジ契約を締結</p> <p>**2013年全数調査時の企業の外国為替派生商品取引のヘッジ比率: 買取関連33.4%、売渡関連34.5%</p> <p>○ 追加のヘッジ需要が発生する場合は、銀行が基礎取引に関わる証憑を徴求し審査を経て限度額の増額ができること等を考慮すれば、</p> <p>- 同規制は企業投資家を保護するものであり、輸出入企業の営業活動及びヘッジ取引を過度に阻害するとは見難く、</p>

	<p>- 外国為替派生商品取引の際に重複・オーバーヘッジの有無を事前に全数調査し、予期せぬ為替変動リスクから輸出入企業を保護し外為市場の不安を防止するとの規制の趣旨等を踏まえると、受入困難である。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <p><input type="radio"/> なし</p>
推進経過 及び 今後の日程	

<p>課題番号 18</p>	<p>預金保険料率の軽減【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 構造改善政策課 ソン・ミラ事務官(02-2100-2903)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別寄与金の納付義務者である預金保険公社の付保金融会社は、公的資金投入を通じた金融システムの安定化による直接・間接的な恩恵を受けている。 - したがって、公的資金投入の原因者あるいは受益者である付保金融会社に一部償還を求める目的として賦課する特別寄与金に関連し、一部金融会社に対する適用除外あるいは料率軽減は受入困難である。 ○ 実例に、直接的な公的資金援助を受けていない郵便局預金と郵便局保険に対しても、「公的資金償還基金法」に基づき同一の料率(0.1%)で毎年公的資金償還基金に拠出することを義務付けており、 - 通貨危機後に新設され直接的な公的資金援助を受けていない付保金融会社も同一の料率(0.1%)で毎年特別寄与金を納付している。 ○ 参考までに、日本の場合も1996年から2001年まで預金全額保護が図られている間に不良債権を処理するための援助資金の財源に充てるため6年間特別保険料を賦課したことがあり、 - 日本の預金保険料率は預金金利比が高いが、韓国の預金保険料率は低い状況*である。 <p>* (日本) 預金保険料率(実効料率) 0.042%/1年定期預金金利 0.015% (韓国) 預金保険料率(銀行基準) 0.08%/1年定期預金金利 1.1~1.8%</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なし

推進経過 及び 今後の日程	
---------------------	--

<p>課題番号 19</p>	<p>国内における外貨実需要のための外貨建て貸出の容認【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 外国為替制度課 イ・ヨンジュ事務官(044-215-4753)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 外貨建て貸出の用途制限は、不要な外貨需要の増加による過度な外貨借入を抑えるための措置であり、緩和は困難である。 <input type="radio"/> 過度な外貨借入は外債の増加を招き、金融不安の際に急激な資本流出により資本流出入の変動性が拡大する可能性がある。 <input type="radio"/> 特に、今年は米新政権の政策方向、米利上げ、Brexit等、政治的かつ経済的なリスクが散在している状況であることから、外貨建て貸出規制の緩和は対外部門の脆弱性を増大させる恐れがある。 <input type="radio"/> 但し、中小メーカーについては、海外からの直接借入が難しいことや韓国製設備産業の育成の必要性等を考慮し、既存の貸出限度内で国内施設資金に対する外貨建て貸出を許容している。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

課題番号 20	外国為替健全性負担金制度の撤廃もしくは緩和【継続】						
関係部処 担当者	企画財政部 外国為替制度課 イ・ヨンジュ事務官(044-215-4753)						
検討意見 及び 措置計画	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難						
	<input type="checkbox"/> (検討意見) <input type="checkbox"/> 外国為替健全性負担金制度は、過度な外貨借入を減らし短期外債の長期化を誘導することで外貨負債の量と質を改善するための制度である。 - かつて危機の際に韓国経済にシステミック・リスクをもたらした外債の健全性管理のため、負担金制度の維持は避けられない。 <input type="checkbox"/> 2015年7月には負担金賦課料率を全面的に改編し、銀行の負担を既に軽減している。						
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:45%;">以前(2011年8月～2015年6月)</th> <th style="width:40%;">現行(2015年7月～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">賦課料率</td> <td style="text-align: center;"> 契約満期1年以下 20bp 1～3年 10bp 3～5年 5bp 5年超過 2bp </td> <td style="text-align: center;"> 残存満期1年以下 10bp </td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 今後とも韓国政府は、金融市場の状況を見ながら外国為替健全性負担金制度等マクロ健全性措置を弾力的に運営する計画である。			以前(2011年8月～2015年6月)	現行(2015年7月～)	賦課料率	契約満期1年以下 20bp 1～3年 10bp 3～5年 5bp 5年超過 2bp
	以前(2011年8月～2015年6月)	現行(2015年7月～)					
賦課料率	契約満期1年以下 20bp 1～3年 10bp 3～5年 5bp 5年超過 2bp	残存満期1年以下 10bp					
推進経過 及び 今後の日程							

4. 知的財産分野

<p>課題番号 21</p>	<p>外国語出願の認容【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 ユン・キウン事務官(042-481-5397)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p><input type="checkbox"/> 英語以外の言語への拡大は韓国の審査環境を考慮すれば、慎重に検討する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国特許審査官の審査処理件数*は、日本、米国、欧州等に比べ、非常に多い。 *一人当たりの特許審査処理件数(2015) 韓国:221件、日本:164件、米国:73件、欧州:57件</p> <p><input type="checkbox"/> これによる審査品質の低下が懸念される状況である。</p> <p><input type="checkbox"/> こうした中で言語を拡大*した場合、審査業務の負担が重くなる恐れがある。 *明細書の補正可能範囲が拡大し、外国語の明細書を基準に補正の適合性を判断しなければならないという、さらなる負担が生じる。</p> <p><input type="checkbox"/> そこで、言語の拡大は適正な審査処理件数や審査品質の向上等を達成した後、長期的に検討する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画) 当該事項なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 22</p>	<p>無効審判・訴訟時における理由・証拠補充の制限【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 ユン・キウン事務官(042-481-5397)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)同事項は無効審判・取消訴訟における審理範囲の制限(無効理由及び証拠補充の制限)が先行してはじめて可能になる課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国は日本と異なり、無効審判で提出していない理由及び証拠も取消訴訟で自由に提出可能である。 ○ 前段階である無効審判のみ制限する場合、審判はバイパスし、訴訟で新たな理由及び証拠を提出する可能性が高まり、むしろ特許権者がより不利になる恐れがある。 ○ そこで取消訴訟時における審理範囲の制限問題を事前に解決しなければ、無効審判における理由及び証拠補充の制限も検討できない。 ○ 現在、取消訴訟時における審理範囲の制限につき、特許法院・法院行政処等は下記のように主張し、慎重に検討する必要があるという立場にある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 訴訟で新たな証拠提出を制限するのは違憲である。 ② 訴訟で新たな証拠提出を制限すれば、再び無効審判を提起せざるを得ないため、むしろ紛争が長引く。 ③ 審理範囲を制限する日本でも反省論が支配的である。 <ul style="list-style-type: none"> ○ これに対し、政策研究用役、アンケート調査、公聴会等を通じ、法律的検討、対内外から意見をまとめており、今後司法府との持続的な協議を行い、改善策について総合的に検討する予定である。 <p><input type="checkbox"/> (措置計画)当該事項なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 23</p>	<p>特許法によるコンピュータープログラム自体の保護【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 ク・ジャウク事務官(042-481-8243)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)コンピュータープログラムに内在する技術的思想(アイデア、又はアルゴリズム)は現行特許法でも特許対象として認められている*。 *「～装置」、「～プログラムが保存された記録媒体」形態の請求項</p> <p><input type="checkbox"/> 一方、ネットワーク上で記録媒体を使わずに行われるプログラムの流通・販売(以下「プログラムのオンライン転送」という)に対する特許保護が明確でないことも事実である。</p> <p><input type="checkbox"/> しかし、これに関し、関係部処と産業界で意見の対立が先鋭化している状況である。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在、関係部処とSW産業界の意見を踏まえた改善策を講じるため、多角的に検討しており、今後制度改善につながるよう持続的に取り組んでいく。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画) 当該事項なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 24</p>	<p>間接侵害規定の拡充【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 カン・ウォンギル書記官(042-481-5736)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)間接侵害の範囲拡大は特許権者の権利乱用及び特許紛争の増加を招きかねないため、慎重に検討しなければならない事案である。</p> <p><input type="checkbox"/> ○ そこで特許権者の権利保護、特許権者と第三者の衡平性、国際的調和等を総合的に考慮し、制度の改善について長期的に検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)当該事項なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 25</p>	<p>輸出に対する権利行使の可能化【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 カン・ウォンギル書記官(042-481-5736)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）現行特許法では特許権者の許諾なしに特許発明にかかわる物を生産・使用・譲渡・貸与・輸入、又は請約する行為は侵害とみなす。</p> <p>○ また、輸出の前提行為である生産・使用・譲渡行為は特許権侵害行為であるため、特許法により権利行使を事前に防ぐことができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 一方で「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」により、知的財産権侵害物品の輸出行為を止めさせることができる。</p> <p>○ 但し、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」により、輸出行為について制裁することはできるが、その行為による損害賠償はできないという限界がある。</p> <p><input type="checkbox"/> そこで、特許権者の保護を強化するため、長期的に輸出行為を侵害とみなすことができるよう特許法改正を検討する。</p> <p><input type="checkbox"/>（措置計画）当該事項なし</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 26</p>	<p>特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間・拒絶決定に対する不服申立期間の長期化【継続】</p>															
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 キム・ジョンフン書記官(042-481-5398)</p>															
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見) 国家別に基本応答期間(2~4カ月)に差はあるが、延長可能期間を合わせれば計6カ月となるため、差はない。</p> <table border="1" data-bbox="387 689 1390 954"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>韓国</th> <th>日本</th> <th>米国</th> <th>欧州</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本応答期間</td> <td>2カ月</td> <td>内国人60日 外国人3カ月</td> <td>3カ月</td> <td>4カ月</td> </tr> <tr> <td>延長可能期間</td> <td>原則 4カ月</td> <td>内国人1カ月 外国人3カ月</td> <td>3カ月</td> <td>原則 2カ月</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 国家別に応答期間及び延長可能期間に差があり、制度の長所・短所及び出願人における有利・不利を画一的に比較することは難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国では基本応答期間が2カ月と短いですが、その後、延長申請を行うと、自動的に4カ月までは承認となる。一方、日本では合理的な理由*がある場合のみ延長を認める。 <ul style="list-style-type: none"> * 先行技術との比較実験、書類の翻訳等 - 韓国では4カ月間の延長以降も特別の事由があれば、さらに延長できる。(日米ではできない) ○ 期間を守らなかった場合、日韓では拒絶決定で審査を進め、追って再審査の機会があるが、欧米では出願の取下げや放棄とみなし、手続きを終了する。 <p><input type="checkbox"/> 基本応答期間の延長は審査処理期間の遅延による権利不確定期間の長期化(第三者による監視負担)、内・外国人の衡平性等を総合的に考慮し、長期的に検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画) 当該事項なし</p>	区分	韓国	日本	米国	欧州	基本応答期間	2カ月	内国人60日 外国人3カ月	3カ月	4カ月	延長可能期間	原則 4カ月	内国人1カ月 外国人3カ月	3カ月	原則 2カ月
区分	韓国	日本	米国	欧州												
基本応答期間	2カ月	内国人60日 外国人3カ月	3カ月	4カ月												
延長可能期間	原則 4カ月	内国人1カ月 外国人3カ月	3カ月	原則 2カ月												
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>																

5. 産業分野

<p>課題番号 27</p>	<p>品質管理資格に係るKS規格認証更新に関する条件緩和【新規】</p>													
<p>関係機関 担当者</p>	<p>韓国標準協会 認証サービス本部 パク・ジンソン本部長(02-6009-4700) ※韓国標準協会:産業標準化法(第32条)により設立された教育及びKS認証機関</p>													
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JIS規格の品質管理責任者とKS規格の品質管理担当者の資格取得要件、教育時間、内容が異なるため、同等のものと認めることは難しい。 *韓国:国家資格又は教育(100時間)、日本:大学等で科目履修又は教育(60時間) ○ 外国所在企業のKS規格の品質管理資格を取得するためにかかる時間、費用等の負担を軽減するため、日本現地で教育を受けられるKS規格の品質管理担当者の読書通信教育運営(2016年4月から)している。 <p style="text-align: center;">〈品質管理担当者の読書通信教育概要〉</p> <table border="1" data-bbox="384 1122 1402 1666"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">区分</th> <th style="background-color: #ffffcc;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行機関</td> <td>韓国標準協会</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>海外所在のKS認証企業又はKS認証維持企業</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>① 計5本のテキストを自習し、レッスンごとにレポートを提出(オンライン)した後、一定得点以上の場合、修了 ② 修了者のみ品質管理担当者試験受験可能(当該国家、又は韓国)</td> </tr> <tr> <td>同等性</td> <td>品質管理担当者過程履修及び試験合格者と同等</td> </tr> <tr> <td>関連情報</td> <td>http://www.eksa.or.kr/post/studyCategory/main.detail.user</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KS規格の品質管理担当者の読書通信教育を活用していただきたい。 		区分	内容	施行機関	韓国標準協会	対象	海外所在のKS認証企業又はKS認証維持企業	方法	① 計5本のテキストを自習し、レッスンごとにレポートを提出(オンライン)した後、一定得点以上の場合、修了 ② 修了者のみ品質管理担当者試験受験可能(当該国家、又は韓国)	同等性	品質管理担当者過程履修及び試験合格者と同等	関連情報	http://www.eksa.or.kr/post/studyCategory/main.detail.user
区分	内容													
施行機関	韓国標準協会													
対象	海外所在のKS認証企業又はKS認証維持企業													
方法	① 計5本のテキストを自習し、レッスンごとにレポートを提出(オンライン)した後、一定得点以上の場合、修了 ② 修了者のみ品質管理担当者試験受験可能(当該国家、又は韓国)													
同等性	品質管理担当者過程履修及び試験合格者と同等													
関連情報	http://www.eksa.or.kr/post/studyCategory/main.detail.user													
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、JIS運営機関がJIS規格の品質管理責任者とKS規格の品質管理担当者の相互認定を提案すれば検討する。 													

<p>課題番号 28</p>	<p>農業機械関連団体との事前協議及び業界団体への加入要件の緩和【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>農林畜産食品部 農機材政策チーム チェ・スンムク事務官(044-201-1840)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難 <input checked="" type="checkbox"/>関係なし</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 韓国農機械工業協同組合(KAMICO)は民間事業者団体であるため、農林畜産食品部が関与することはできない。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 29</p>	<p>農業機械販売に関する規制緩和(表示義務等の撤廃・緩和)【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>農林畜産食品部 農機材政策チーム チェ・スンムク事務官(044-201-1840)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)一部受入</p> <ul style="list-style-type: none"> - (受入困難)農業機械の「農業用表示」の義務対象である農業機械は、農業用トラクター、農業用動力運搬車、農業用ローダー、農業用掘削機であり、農業用表示制度は農業機械ではない機械による農業人の被害を予防して農業人に正しい情報を提供するため導入した制度であり、維持が必要である。 - (受入)農業機械型式表示板のサイズ・規格については、農業機械メーカーからの意見を反映してサイズ及び規格を検討する。 <p>*農業機械化促進法施行規則第14条の2第2項</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> -農業機械型式表示板規格に対する意見を収集し検討する。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> -農業機械化促進法施行規則改正時に反映する。

<p>課題番号 30</p>	<p>農業機械購入の際の農業融資制度における融資額算定のための提出資料の条件緩和【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>農林畜産食品部 農機資材政策チーム チェ・スンムク事務官(044-201-1840)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見） - 農業機械の融資額算定については、国内業者及び輸入業者等利害関係者からの十分な意見聴取・反映を通じ、改善方策を作る。</p> <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 31</p>	<p>オフロード排出ガス認証に関する手続きの簡素化及び規制の緩和【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>環境部 気候大気政策官室 交通環境課 イ・キョンビン事務官(044-201-6924)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オフロード(建設機械原動機等)に対する排出ガス認証の際、耐久性検証は2016年1月1日以降在庫される原動機を対象としている。 ○ これに関し、耐久試験及び劣化係数算定に係る詳細事項を「建設機械原動機認証及び検査方法と手続き等に関する規定」に定めており、 <ul style="list-style-type: none"> - 同じエンジンについては、外国認証当時の耐久試験結果を認証機関に提出する場合、耐久試験を省略するようにしている。 - 提出内容は、同じ耐久エンジングループの設定に関する資料、耐久試験結果に限っており、これは耐久試験の省略手続きが必要なエンジンと試験済みのエンジンの比較諸元、試験済みの耐久検証結果に関するものとして国内認証の際に必ず検討しなければならない。 - 特に、業界の負担を軽減するため、性能検証済みの排出ガス低減装置を耐久検証対象から除外して提出対象書類を簡素化した。(2016.3) ○ オフロードの場合、自動車に比べて粒子状物質(PM)と窒素酸化物(NOx)の排出量が非常に多く、最近PM2.5の濃度上昇による低減対策が多方面で進められている状況を考えると、製作段階における管理はより厳しくなる必要があるため、定期検査の廃止又は緩和は妥当ではない。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> - オフロード製作排出許容基準強化(2015.1) - オフロード排出ガス認証時に耐久性検証施行(2016.1) - 耐久性検証による提出書類及び手続きの簡素化(2016.3)

<p>課題番号 32</p>	<p>環境汚染被害賠償責任と救済に関する法律における保険料算定方法の改善 【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>環境部 環境保健管理課 チョン・クカン事務官(044-201-6814)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <p>○ 現在、環境責任保険は、保険加入事業場の環境物質取扱量を基準に基本保険料を算定するが、追加で事業場の施設別危険管理実態（人力、組織、施設、教育、認証等）と事業場の周辺環境（学校、工業地域、商業地域等）を評価して保険料割引制度を運営している。</p> <p>* 2016年割引率：最大10%</p> <p>○ 参考までに、米国とドイツでも環境保険に係る法令を施行している。</p> <p>□（措置計画）</p> <p>今後も産業界の意見等を聴取・反映して割引率を拡大する方策を検討する予定である。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 33</p>	<p>化学物質管理法における技術人力選任要件の緩和【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>環境部 化学安全課 チェ・ジェソク事務官(044-201-6832)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表6による技術人力の資格取得の要件として学歴を問わない等、技術人力の要件が厳しいとは言えない。（説明済み） <ul style="list-style-type: none"> - なお、技術人力資格基準と有害化学物質管理者の選任資格要件を同時に満たす場合には兼任が可能であり、10人以下の運搬業、販売業、使用業は技術人力の選任義務から除外する。 ○ 取扱施設のない販売業の管理者基準等緩和(2016年措置済み) <ul style="list-style-type: none"> - 8時間の安全教育を履修する場合、有害化学物質管理者の選任が可能 - 安全教育は2年ごとに16時間→8時間に緩和 <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術人力と有害化学物質管理者（責任者、点検員）の役割と選任合理化方策を作る。（2017年上半期） <ul style="list-style-type: none"> - 但し、取扱施設の有無、一部販売部署の取扱による人力選任の有無に差をつける等して検討する。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術人力の役割及び選任合理化方策作り(2017年上半期) <ul style="list-style-type: none"> - 専門家、業界等の懇談会開催等 ○ 化学物質管理法施行規則の改正(2017年下半期)

<p>課題番号 34</p>	<p>プリンター用トナー・インクの「危害憂慮製品指定及び安全・表示基準の対象指定に関する行政予告の内容の再検討【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>環境部 化学製品T/Fチーム キム・ジョンミン事務官(044-201-6829)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input checked="" type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)産業界と十分協議する。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p> <p>○ 揮発性有機化合物(TVOCs)について制限基準を追加することは、製品の危害性評価、市中流通製品に対する試験・分析等を進め、利害関係者の協議を経て放出量基準の設定等合理的規制方策を検討して関連告示に反映していく。</p> <p>○ また、TVOCs基準追加と関係のあるその他の意見*についても産業界と十分な議論を通じ、共に検討されるようにする。</p> <p>* 国際的に認められた評価方法及び評価手段の許容等</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<p><input type="checkbox"/> (推進経過)</p> <p>○ (2016.12.30)プリンター用トナー・インクを危害憂慮製品に指定、安全・表示基準*新設</p> <p>* (経過期間の付与)安全基準は2017年12月30日から全ての流通製品に適用、表示基準は2018年6月30日から出庫・通関される製品から適用</p> <p><input type="checkbox"/> (今後の日程)</p> <p>○ (2017～2018年)TVOCs制限基準の追加等製品の安全管理強化に向けた調査・研究を推進する。</p> <p>○ (2018年以降)「危害憂慮製品指定及び安全・表示基準(環境部告示)」に反映されるよう利害関係者との協議を常時推進し、告示を改正する。</p>

<p>課題番号 35</p>	<p>「電気・電子製品リサイクル義務生産者」が同種類の他社製品を回収し、リサイクルする分も再活用実績として認定【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>環境部 資源再活用課 キム・ヨン事務官(044-201-7386)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「電子製品等資源循環法」第15条により電気・電子製品製造輸入業者は、自社が出庫した製品の廃棄物を回収してリサイクル事業者を引き継ぎ、リサイクルを行うようにするか、共済組合に加入して共同で回収及び引継・リサイクルを行うよう定めているため、共済組合に加入していない製造・輸入業者は回収義務のみある。 ○ なお、冷蔵庫・洗濯機・TV等の電子製品は、大手企業からの出庫量が70%以上を占めており、他社製品を回収してリサイクルする場合についてもリサイクル実績として認めれば、回収・リサイクル体制の整っている大手企業を中心に市場が形成され、相対的に流通構造の弱い中小企業は毎年のリサイクル目標量の達成困難により、リサイクル賦課金を支払わなければならない経済的負担をもたらす。 ○ したがって、他社製品を回収・リサイクルする場合、これをリサイクル実績として認めるのは、上記のようなリサイクル義務生産者の義務規定に適合せず、リサイクル目標管理制の目的に反するものであるため受入困難である。 ○ ちなみに、「電子製品等資源循環法」第16条の4第5項の「電気・電子製品リサイクル義務生産者」及び「電気・電子製品販売業者」は、購買者が新品を購入する際に廃棄物として出した同種類の製品を無償で回収しなければならない」の意味は、排出者である国民の便宜のため回収義務を付与したものであって、これをリサイクル実績として認めるという意味ではない。 <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年2回、2017年現在1回等回数にわたって提出された要望である。

<p>課題番号 36</p>	<p>動産賃貸借違約金の適正化【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>公正取引委員会 コ・ユジン事務官 (044-200-4462)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p> <input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難 </p> <p> <input type="checkbox"/> (検討意見) </p> <p> <input type="checkbox"/> 約款の規制に関する法律第8条(損害賠償額の予定)は、顧客について「不当に過重な」遅延損害金等の損害賠償義務を負わせる約款条項は無効とする。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 「約款審査指針IV-4.ナ(2)」*は、<u>法律違反に該当し得る条項の例として約款形式で保証金の10%を違約金に定めた契約は過度であるという意味であり、公正取引委員会が賃貸借契約の解約に伴う違約金の算定基準を決めたものではない。</u> </p> <p> <input type="checkbox"/> 「大法院」も賃借人の延滞等に起因した解約時、賃貸借保証金の10%を違約金として定めた契約条項は過重であり、約款法によって無効であると判決した判例がある(「大法院」2009年8月20日言渡し、2009ダ20475判決、「ソウル地方法院」2011年6月17日言渡し、2011ガ合882判決)。 </p> <p> <input type="checkbox"/> * 賃貸借契約において賃貸物使用の代価は、契約期間中に賃貸保証金に対する定期預金の利子分と月々の賃貸料を合わせた金額、すなわち、賃貸料総額といい、違約金は賃貸料総額の10%程度が適正であるにもかかわらず、賃貸保証金の10%を賃借人の違約金に定めた条項 </p> <p> <input type="checkbox"/> 「約款審査指針 IV -4. カ(3) 」は、「不当に過重」の有無は、契約類型によって契約当事者の経済的地位、<u>契約の目的と内容、損害賠償額を予定した動機、債務額に対する予定額の割合、予算損害額の規模、その当時の取引慣行と経済状態等を総合的に考慮して判断している。</u> </p>

	<p>- したがって、全ての賃貸借契約に対し一律的な基準で判断しておらず、事案別賃貸借目的物及び取引特性等を考慮して約款法違反の有無を判断する。</p> <p>○ すなわち、約款審査指針において不動産と動産を区分し、賃貸借目的物の種類や特性により違約金の水準を個別的に定めるのは現実的に不可能であり、柔軟な判断を阻害する恐れもある。</p>
推進経過 及び 今後の日程	

<p>課題番号 37</p>	<p>法定計量単位表示の改善【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>国家技術標準院 計量測定制度課 ペ・スンホ研修士(043-870-5516)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）</p> <p>○ 政府は韓国の公正な商取引秩序を確立し、国民の権益を保護するため、1961年に国際単位系(メートル法)を採択し、「計量に関する法律」に明示された単位のみを計量機と商品等に使用するよう規定している。</p> <p>- 参考までに、米国、リベリア、ミャンマーを除く世界各国で国際単位系を正式に採用*しており、</p> <p>- 国際法定計量機関(OIML)**も、inch、pound等非法定単位の使用を早期に禁止するよう規定している。</p> <p>* 出典: 米中央情報国(CIA)「ザ・ワールド・ファクトブック」</p> <p>** OIML: 現在、正加盟国60カ国と準加盟国68カ国が活動している国際機関</p> <p>○ ただ、非法定単位が表示された製品の輸入・販売が増えている状況で国際的に円滑な貿易のため、法定-非法定単位の併記を制限的に許容した「法定単位の正しい使用を勧告するための基準」を制定し告示(産業通商資源部告示第2016-256号(2016. 12. 30.))</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 38</p>	<p>ITA製品に対する関税賦課の免除【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>企画財政部 産業関税課 パク・セウン事務官(044-215-4434)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)品目分類基準の変更により再検討が必要なもので、関税評価分類院に事前審査を要請するのが妥当である。</p> <p><input type="checkbox"/> HSK 2017 第8528.62号の用語の改正*は、HS 2017 第8528号の「コンピューターに使用されるモニターとプロジェクター」の区分基準の変更を反映したもので、関連品目の品目分類が変更される可能性がある。</p> <p>* (従来)第8471号の自動資料処理システムに専用されるか主に使用されるもの → (変更)第8471号の自動資料処理機械に使用するよう設計されたもので直接つないで使用できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 但し、関税法第86条*は、「品目分類事前審査と再審査」を関税庁長の権限で規定しているため、当該物品の品目分類基準変更を勘案して関税評価分類院に品目分類事前審査を要請する必要がある。</p> <p>*輸出入申告の前に大統領令で定める書類を備えて関税庁長に別表関税率票上の品目分類を予め審査するよう申請可能</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

6. 保健・衛生分野

<p>課題番号 39</p>	<p>還付型危険分担制を適用する薬剤における付加価値税過多納付現象の改善 【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>保険福祉部 保険薬剤課 パク・チヘ事務官(044-202-2753)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <p>○ 付加価値税は公団が受け取るわけではなく、製薬会社が国税庁に納めるものであるため、もし製薬会社が過多納付した部分があれば、企財部、国税庁と議論し、還付してもらうべき事項である。</p> <p>○ 危険分担制は表示価格を高く維持することで外国でより高い価格で販売できるようにし、グローバル薬価を維持するため、製薬会社が自主的に申請する制度である。</p> <p>- そのため、製薬会社が申請した危険分担契約により、VAT重複負担等の追加費用が生じれば、原因者負担原則と受益者負担原則により、製薬会社が負担することが妥当である。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 40</p>	<p>新薬収載案における比較薬剤対比改善を立証した場合に該当比較薬剤価格中最高価格を認定【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>保健福祉部 保険薬剤部 パク・チヘ事務官(044-202-2753)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <p>○ 比較薬剤に比べて、臨床的有用性の改善が立証された場合、経済性評価を通じて費用対効果を立証すれば、比較薬剤より高い薬価で評価を受けることができる。</p> <p>○ 製薬会社が経済性評価を提出できない場合でも、比較薬剤に比べ、臨床的有用性の改善があると判断した場合、2015年の制度改善により現在の比較薬剤の価格まで評価できる。（改善が立証されない状況で、さらに高い価格で評価することは臨床的有用性、費用効果性等を考慮した給与原理に符合しない）</p> <p>- 但し、保健医療への寄与が認められたグローバル革新新薬の場合、改善が立証されれば、代替薬剤の最高価格の10%まで優遇して評価できる。当該要件を満たせば、開発会社が国内会社か外資系企業かを問わず、優遇対象に含まれる。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 41</p>	<p>抗がん剤及び希少疾患治療剤のうち、代替薬剤がなく費用対比臨床的有用性の立証が困難な薬剤の新薬評価方法の改善及び併用治療時の既存薬剤の給与認定【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p><建議1> 保健福祉部 保険薬剤課 パク・チヘ事務官(044-202-2753) <建議2> 保健福祉部 保険薬剤課 ク・ミジョン事務官(044-202-2752)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p><建議1></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代替材がない、あるいは患者数が少ないことから相対的に根拠の提示が困難な抗がん剤、希少疾患の治療剤等に対し、経済性評価資料の提出を省略できるような制度を導入して運営している。この場合、「A7 国家薬価の最安価格以下」水準で給与の適正性を認めている。 ○ また、代替できる、あるいは治療的位置が同等な製品がない抗がん剤や希少疾患の治療剤も経済性評価を通じた危険分担制を適用し、表示価格を別途定められる。 <p><建議2></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年7月、がん疾患審議委員会で「非給与薬剤と併用する薬剤給与の可否に関する審議の原則」を設け、事例別に適用している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">「非給与薬剤と併用する薬剤給与の可否に関する審議の原則」</p> <p>薬剤給与評価委員会で臨床的利益はあるが、費用効果性が立証されず、非給与薬剤に決まった場合、次の①、②の条件を全て満たす場合、非給与薬剤と併用する薬剤は一部本人負担にすることができる。</p> <p>(ただ、併用薬剤給与に伴う財政への影響に応じて事例別に適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨床根拠水準が高く、代替可能療法より治療効果が優れた場合 ②給与される併用薬剤と投与対象等適用基準が同じ場合 </div>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 42</p>	<p>特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間等算入 【継続(一部新規)】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見) 特許権の存続期間延長出願における延長期間の算定時に、外国の臨床試験期間を認めるかどうかを検討した結果</p> <p>○ 特許権存続期間延長登録制度は、国内で特許権を行使するために他の法令による許可等を受けなければならない場合、行使できなかった期間について5年の限度内で延長する制度であり、特許法上例外的に運営される規定である。</p> <p>○ 特許権存続期間の延長対象となる臨床試験期間は、国内の医薬品の許可のため食品医薬品安全処長の承認を受けた臨床試験の期間について認められるものである。</p> <p>○ 外国における臨床試験は、当該国の医薬品の許可を受けるためのものであって、韓国で医薬品の許可を受けるため食薬処長の承認を受けて実施した試験ではないため、特許権存続期間の延長期間に含まれない。</p> <p><input type="checkbox"/> 特許権存続期間の延長出願における延長期間の算定時に、品目許可申請関連書類の補完期間を認めるかどうかを検討した結果</p> <p>○ 資料補完の要求は、一般的に許可申請者が提出した書類に不備がある場合に行われるものであるため、資料の補完に必要とされる期間の発生は許可機関である食品医薬品安全処ではなく、許可申請者に帰責事由があるため、特許権存続期間の延長期間に含まれない。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 43</p>	<p>延長された特許権の効力範囲の適正化及びIMDの廃止【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>存続期間が延長された特許権効力範囲の適正化の要求に対する検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受けた化合物が特許請求範囲の化合物に属するか(同一であるか)を判断しなければならないため、特許法第90条(許可等による特許権の存続期間の延長登録)による延長登録出願時、有効成分は許可を受けた形で正確に記載しなければならない。 ○ 特許法第95条(許可等による存続期間が延長された場合の特許権の効力)の解釈及び判断は司法府の固有権限であり、個別事件に対する判断の結果に対し回答することは難しい。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 44</p>	<p>医薬品許可特許連携制度(Patent Linkage)の問題点【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 医薬品許可特許管理課 カン・ヨンア事務官(043-719-2823)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○ 薬事法による販売禁止規定はジェネリック医薬品の販売を許可段階で一定期間、源泉的に禁止できる強力な特許権保護措置であり、</p> <p>- 特許権者が同一の複数のジェネリック製品のうち、市場参入品目を選別する等、権利乱用の可能性を最小限に抑えるため一部除外規定を設けている。</p> <p>○ また、特許権者がジェネリック医薬品の販売禁止を求める場合、特許法に基づいて提訴し、裁判所の仮処分決定により当該医薬品の販売を禁止することもできるため、薬事法関連条項の削除は不要である。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 45</p>	<p>特許権存続期間の延長規定の見直し【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>特許権存続期間の延長規定適用対象の拡大要求に対する検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特許権存続期間延長登録制度は許可取得に多くの時間と費用がかかる新物質を含める新薬を対象としている。 ○ 延長回数を2回以上にする場合、特許権の存続期間が過度に延長される恐れがあるため、受け入れ難い。 ○ 第2医薬用途や改良された医薬製剤の許可にかかる時間と費用は新薬に比べて顕著に少ないため、存続期間の延長対象とすることは難しい。
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

7. 個別要望事項

<p>課題番号 46</p>	<p>一般電子署名に対する法的効力の認定【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>未来創造科学部 インターネット革新課 パク・ソンイム事務官(02-2110-2868)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <p>○ 電子署名の効力に係る事項は、「電子文書及び電子取引基本法」とは関係がなく*、同法の改正事項ではない。</p> <p>*電子文書及び電子取引基本法別表の行為は、電子文書で行われても効力があるという意味で、電子署名の効力とは関係なし</p> <p>○ 建議事項は「貨物車運輸事業法」の担当者が検討すべきであると判断される。</p> <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 47</p>	<p>職場保育園制度の見直し【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>保健福祉部 保育政策課 キム・スファン事務官(044-202-3545)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国公立保育園設置の拡大(受入) <ul style="list-style-type: none"> - 第3次少子高齢社会基本計画により、国公立保育園を持続的に増やして「2025年まで毎年最低150力所を設置する。過去3カ年(2014年～2016年)間、平均160力所以上の新築費用を支援し、2017年には国公立保育園180力所を新規設置する予定である。 ○ 職場保育園の設置義務履行基準である保育手当への復活(受入困難) <ul style="list-style-type: none"> - 職場保育園の設置義務は、一定規模以上の事業者が勤労者の子供の子育てを支援することでワークライフバランスを支え、少子化問題の解消に寄与するため賦課している。 - 2015年の法令改正により保育手当では義務履行手段から除外された。これは政府の無償保育実施による保育料重複支給問題と育児手当支給が職場保育園の設置回避要因として働くことが指摘されたためであり、同制度の復活は困難である。 <p>* 従来の保育手当では各事業主の裁量に委ねて自律的に支給することができた。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国公立保育園2,859力所設置(2016年12月現在)、 国公立保育園持続拡充(2017年～)

<p>課題番号 48</p>	<p>大型マートの強制休務緩和【新規】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>産業通商資源部 流通物流課 ホ・ジョンミン事務官(044-203-4381)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 大型マート等に対する営業規制は、利害関係者間で多くの対立調整を経た社会的合意であり、規制が安定的に定着していく過程で規制を調整（緩和又は強化）することには慎重なアプローチが必要である。 <input type="radio"/> 現行の流通産業発展法によっても自治体別に大型マート等に対する義務休業の施行の有無を決めるようにしており、 <ul style="list-style-type: none"> - 各自治体別の流通環境に応じて義務休業日を施行しないことも可能であるため、現行の制度を維持する方が望ましい。 <p><input type="checkbox"/>（措置計画）</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	

<p>課題番号 49</p>	<p>日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善【継続】</p>
<p>関係機関 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 オ・ジェジュン事務官(043-719-2160) 検査実査課 ソン・サンギル事務官(043-719-2230) 検査実査課 カン・ソンピル事務官(043-719-2220)</p>
<p>検討意見 及び 措置計画</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/>（検討意見）</p> <p>○ 福島第一原子力発電所事故(2011.3)以降、日本からの輸入食品(農畜水産物及び加工食品等)に対し放射能検査を実施する等、安全管理措置をとっている。</p> <p>- 今後福島原発がどういう進捗をするのか不確実な状況下で、国民の安全確保のため日本からの輸入食品に対する放射能検査は持続しなければならない。</p>
<p>推進経過 及び 今後の日程</p>	